



## 十島村告示第50号

十島村農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により告示し、整備計画の変更案及び変更する理由を記載した書面を次により縦覧に供する。

なお、本村の住民は、整備計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、十島村に意見書を提出することができる。

また、整備計画の変更案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和8年1月24日の翌日から起算して15日以内にこれを十島村に申し出ることができる。

令和7年12月24日

十島村長 久保 源一郎



### 1 縦覧期間

自 令和7年12月24日

至 令和8年 1月24日

### 2 縦覧場所

十島村役場地域振興課

### 3 変更案の内容及び変更理由

別紙（農用地利用計画変更一覧表、整備計画変更調書）のとおり

農用地利計畫更變一覽表

市町村名(十島村)

(第6号様式)

## 整備計画変更調書

|      |     |      |   |       |       |
|------|-----|------|---|-------|-------|
| 市町村名 | 十島村 | 件別番号 | 1 | 申出人氏名 | 十島村役場 |
|------|-----|------|---|-------|-------|

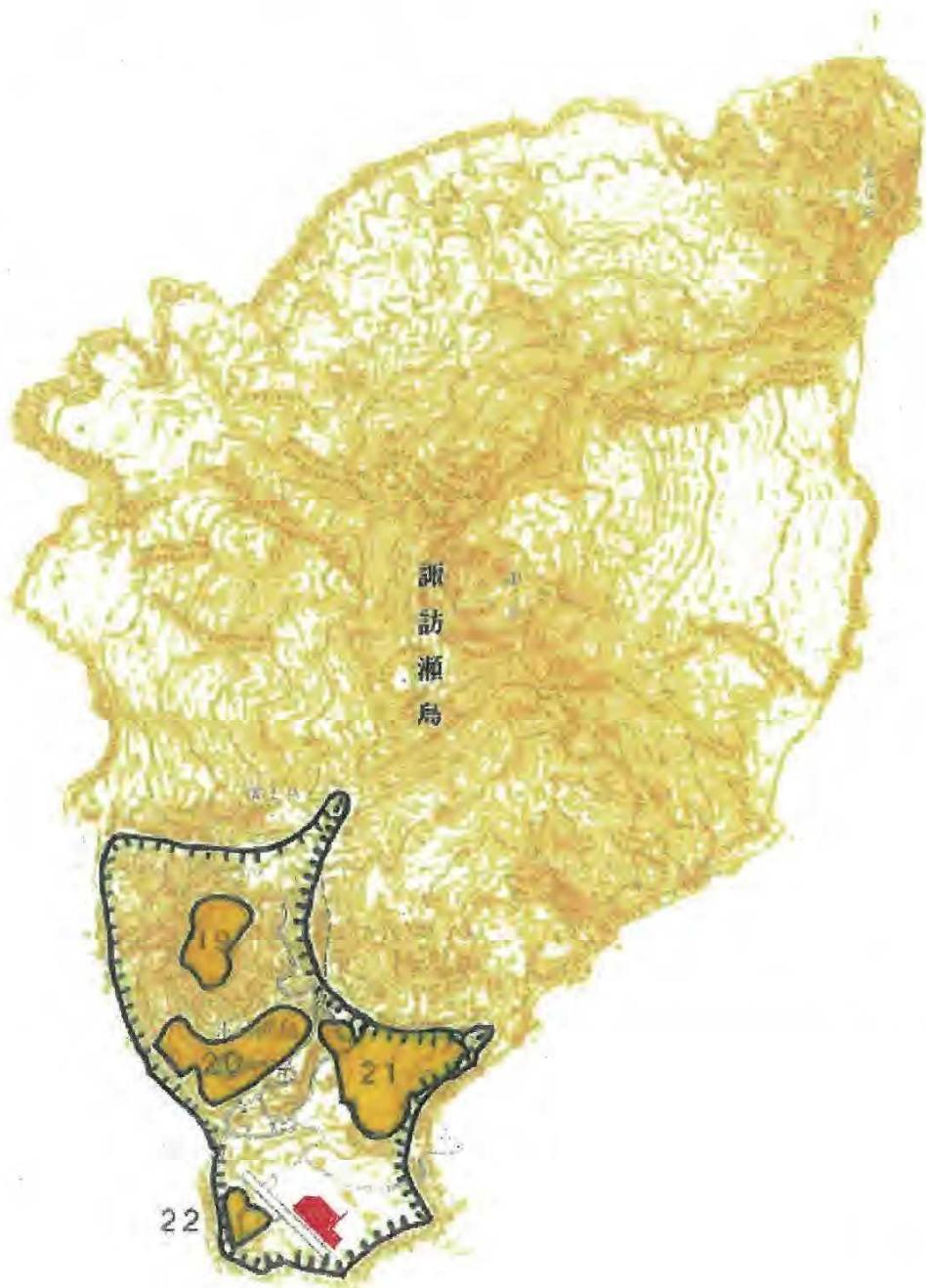
|      |    |      |         |
|------|----|------|---------|
| 変更区分 | 編入 | 変更内容 | 別添図面の区域 |
|------|----|------|---------|

(注) 建築物、工作物設置の場合は、棟数及び建築面積を記入する。

| 変更しようとする土地等の所在              |   |                               |     |           |          |          |    |
|-----------------------------|---|-------------------------------|-----|-----------|----------|----------|----|
| 大字                          | 字   | 地番                            | 地目  | 面積<br>(a) | 変更前の用途区分 | 変更後の用途区分 |    |
|                             |   |                               | 登記簿 |           |          |          | 現況 |
| 諏訪之瀬島                       | 弊崎  | 104番1、105番1、136番の一部を含む別紙図面の区域 | 原野  | 原野        | 251(a)   | 山林原野     | 畠  |
| 前回の農用地利用計画変更案の<br>縦覧・異議申出期間 |   |                               | —   | ~         | —        |          |    |
| 計画の変更事由<br>(農振法第13条第1項)     |   | 農業振興地域の区域の変更により必要が生じた         |     |           |          |          |    |
| 検討項目                        | 農用地区域からの除外の要件(農振法第13条第2項)   |                               |     | 検討結果      |          |          |    |
| 1号                          | <input type="checkbox"/> 地域の土地利用の状況等を勘案して、具体的転用計画等があり、不要不急の用途に供するための除外でないことを整理しているか<br><input checked="" type="checkbox"/> 除外面積が過大でないことを整理しているか<br><input type="checkbox"/> 代替地の検討について整理しているか<br><input type="checkbox"/> 土地所有者の了承や土地価格が安価であることを理由に区域外の土地に代えることが困難と整理していないか |                               |     |           |          |          |    |
| 2号                          | <input type="checkbox"/> 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれのない位置にある土地の除外か<br><input type="checkbox"/> 高性能機械による営農や効率的な病害虫防除等に支障がないか整理しているか<br><input type="checkbox"/> 農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障がないか整理しているか  |                               |     |           |          |          |    |
| 3号                          | <input type="checkbox"/> 経営規模の大幅な縮小により、認定農業者等が目指す安定的な農業経営に支障がないか整理しているか<br><input type="checkbox"/> 認定農業者等が經營する一団の農用地の集団化が損なわれないか整理しているか<br><input type="checkbox"/> 農用地利用集積計画又は農業委員会が行う農用地のあっせん等に関する資料等の客観的な資料に基づき判断しているか  |                               |     |           |          |          |    |
| 4号                          | <input type="checkbox"/> ため池、排水路、土留工、防風林等の毀損により、土砂の流出や崩壊、洪水等の災害の発生するおそれがないか整理しているか<br><input type="checkbox"/> 農業用排水施設等の農用地区域内の土地の利用上必要な施設について、土砂等の流入による用排水停滞、汚濁水の流入等のおそれがないか整理しているか  |                               |     |           |          |          |    |
| 5号                          | <input type="checkbox"/> 土地改良事業等の工事完了公告における工事完了の日の属する年度の翌年度から起算して8年経過しているかについて整理しているか   |                               |     |           |          |          |    |

|   |  |                  |               |                         |               |     |
|---|--|------------------|---------------|-------------------------|---------------|-----|
| 省令第<br>4条の4<br>第27号                       | 市町村計画で<br>定めている施<br>設用地の場合               | 農業委員会意見聴取年月日     | 年 月 日         |                         |               |     |
|   |  | 計画策定期月日          | 年 月 日         |                         |               |     |
|   |  | 土地改良事業等施行者の同意年月日 | 年 月 日         |                         |               |     |
|   |  | 他法令の許認可見込み       |               |                         |               |     |
| 土地改良<br>事業等<br>との調整<br>(事業導入の予定)          | 事業名(地区名)                                 | 実施<br>年 度        | 工事完了<br>公 告 日 | 工事完了公告に記載<br>されている工事完了日 | 土地改良担当課等<br>見 |     |
| 農業委員<br>会の意見<br>(受理年月日)                   | 適 否                                      | ○<br>適当          | 不適當           | 許可不要<br>(理由)            |               |     |
|   | 変更後の<br>農 地 区 分                          | 農用地区域内農地         | 農地区分<br>等略称   |                         |               |     |
|   | 特に問題ないと思われる。農用地区域編入後は良好な農地として十分活用してください。 |                  |               |                         |               |     |
| 関係機関<br>の意見                               | 農業協同組合<br>(受理年月日)                        | 適 当<br>意<br>見    | 不適當           | 土地改良区<br>(受理年月日)        | 適 当<br>意<br>見 | 不適當 |
|   | 森林組合<br>(受理年月日)                          | 適 当<br>意<br>見    | 不適當           | その 他                    | 適 当<br>意<br>見 | 不適當 |
| 市<br>町<br>村<br>の<br>総<br>合<br>的<br>判<br>断 | 総合的に検討した結果、編入は特に問題ないと思われる。               |                  |               |                         |               |     |

●土地利用計画図…編入しようとする箇所を赤で表示



●対象地付近を示す図面

編入しようとする箇所を赤で彩色し、内部を赤斜線で表示

